

次のとおり事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市水道局契約規程（平成3年いわき市水道局管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第4条の規定に基づき公告する。

平成28年11月1日

いわき市水道事業管理者
仲野 治郎

1 入札に付す事項

工 事 名	石塚町国分配水管（第279-3号）改良工事
工 事 場 所	いわき市石塚町国分 地内
工 事 種 類	水道施設工事
工 事 概 要	φ200 DIP-GX L=1, 283m 消火栓 N=3基
工 期	平成29年6月30日 まで

2 入札参加資格

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

入 札 参 加 形 態	単体企業 又は 共同企業体		
単 体 企 業 及 び 共 同 企 業 体 の 共 通 要 件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本局の入札参加制限を受けていない者であること。 (2) いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年3月26日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。 (3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年局内訓第1号。以下「局要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除項目に該当していない者及び局要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。 (4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。		
単 体 企 業 の 場 合	地 域 要 件	いわき市内に本店を有する者であること。	
	登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	いわき市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成7年局内訓第7号）第3条(1)に規定する、平成28年度いわき市入札参加有資格者名簿（いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条第4項に規定する名簿をいう。以下「名簿」という。）及び局要綱第2条に基づく資格審査において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。	
		工 事 種 類	等 級 別 格 付
		水 道 施 設 工 事	A
		建 設 業 許 可	特 定
		総 合 評 定 値	要 件 な し

共同企業体の場合			
企業体構成	代表者 1 者 その他の構成員 1 者による 2 者の共同企業体であること。		
結成方法	自主結成		
出資割合	代表者の出資割合を最大として、最小の出資割合は40%以上とすること。		
代表者の資格要件			
地域要件	なし		
登録工事種別格付可値 建設業許認可 総合評定値	名簿及び局要綱第2条に基づく資格審査において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。		
	○いわき市内に本店を有する者の場合		
	工事種類	等級別格付	建設業許可
	水道施設工事	A	特定
			総合評定値
			要件なし
	○いわき市外に本店を有する者の場合		
	工事種類	等級別格付	建設業許可
	水道施設工事	—	特定
			総合評定値
			603
その他の構成員の資格要件			
地域要件	いわき市内に本店を有する者であること。		
登録工事種別格付可値 建設業許認可 総合評定値	名簿及び局要綱第2条に基づく資格審査において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。		
	工事種類	等級別格付	建設業許可
	水道施設工事	A	特定又は一般
			総合評定値
			要件なし
技術者要件	業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。 また、業法第26条第3項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3箇月以上継続して雇用している者を配置すること。		

3 入札参加申請手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加申請手続は、入札参加形態により次のとおりとする。

単体企業の場合	入札参加申請手続は要しない。
共同企業体の場合	次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。
提出書類	特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式） ※ 「特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式）」は市ホームページ（「事業者の方へ」—「入札・契約」—「入札・契約関係様式」—「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は総務課窓口にて入手すること。
提出期限	平成28年11月17日（木）
提出先	いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階）

4 設計図書について

設計図書については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

また、平成28年9月13日いわき市水道局公告第38号において、当該公告と同名の工事を公告しているが、入札に参加しようとする者は、改めて当該公告に係る設計図書を調達するものとする。

販売の期間及び場所	
期 間	平成28年11月1日（火） から 平成28年11月28日（月） まで ※ 販売場所の営業日の営業時間内に限る。
場 所	㈱いわきコピーセンター 住 所：いわき市平字作町三丁目4番地の5 連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638 ※ 購入希望者は、購入希望時間の3時間前までに設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）によりFAXにて㈱いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。 ※ 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式）は、市ホームページ（「事業者の方へ」－「入札・契約」－「入札・契約関係様式」－「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は総務課窓口にて入手すること。
貸出の期間及び場所	
期 間	平成28年11月1日（火） から 平成28年11月28日（月） まで ※ 閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日）を除く。 ※ 借受けた場合の返却期限は次のとおりとする。 ・ 午前8時30分から正午までの間に借受けた場合は、当日午後5時まで ・ 正午から午後5時までの間に借受けた場合は、翌日正午まで（翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで）
場 所	いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階） ※ 貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）を借受時に持参することとし、借受けた者はこれを複写することができる。 ※ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式）は、市ホームページ（「事業者の方へ」－「入札・契約」－「入札・契約関係様式」－「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロード又は総務課窓口にて入手すること。
設計図書に対する質問	
期 間	平成28年11月1日（火） から 平成28年11月11日（金） 午後5時まで
提 出 先	いわき市水道局南部工事事務所 FAX 0246(75)0804 又は 電子メールsuido-nambukoji@city.iwaki.fukushima.jp
質問の方法	設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書（第7号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はFAXにて提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。 ※ 質疑応答書（第7号様式）は、市ホームページ（「事業者の方へ」－「入札・契約」－「入札・契約関係様式」－「いわき市水道局入札・契約様式集」内）からダウンロードにて入手すること。
設計図書に対する質問への回答	
回 答 期 日	平成28年11月18日（金）
回 答 の 方 法	回答は、回答期日に質問者に電子メール又はFAXで回答する。 なお、質問及び回答の内容は、いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。

5 入札日時及び入札参加資格の確認について

入札の日時及び場所	
入札方法	郵便入札
郵送方法	一般書留郵便又は簡易書留郵便
郵送開始日	平成28年11月21日（月）
到着期限	平成28年11月29日（火） 日本郵便株式会社 いわき郵便局必着
宛先	〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留 いわき市水道局総務課 ※ 封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「一般競争入札情報」―「いわき市水道局一般競争入札情報」内）からダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送すること。
郵送する物	(1) 入札書 (2) 設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し ① 設計図書等購入申込書兼購入証明書（第5号様式） ② 設計図書等貸出申込書兼借受証明書（第6号様式） (3) 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」（以下「通知書」という。）の写し（開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は免除。） (4) 工事費内訳明細書 (5) いわき市外に本店を有する者で、通知書発行後に社会保険等に加入した場合又は法令に基づき社会保険等の適用を除外された場合は、次の書類を提出すること。 ① 通知書の発行後に社会保険等に加入した場合にあっては、次のすべての書類 ・社会保険等加入状況に係る届出書 ・直近の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料を納付したことを証する書類（領収書の写し等） ② 法令に基づき社会保険等の適用を除外された場合にあっては、次の書類 ・社会保険等加入状況に係る届出書
開札日時	平成28年11月30日（水） 午後3時00分
開札場所	いわき市水道局本庁舎 3階 入札室
備考	※ 入札参加者は、定められた方法で入札書を郵送することとし、持参、電送等による入札は認めない。 ※ 入札書、工事費内訳明細書及び社会保険等加入状況に係る届出書は、市ホームページ（「事業者の方へ」―「入札・契約」―「一般競争入札情報」―「いわき市水道局一般競争入札情報」内）からダウンロードしたものを使用すること。 ※ 郵便入札の条件に反した入札書については無効とする。（入札心得（郵便入札用）参照） ※ 落札者となる者が、入札書と併せて社会保険等加入状況に係る届出書を提出している場合は、開札時においては落札候補者とし、開札後に提出書類を審査した上で落札者を決定するものとする。また、審査の結果、落札候補者が社会保険等のいずれかで未加入であった場合は、次順位者を改めて審査するものとする。 ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
再度の入札	※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。 ※ 再度の入札において、初度入札の開札時から立ち会わない入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加は認めないので、再度の入札に参加しようとする者は、開札の時間までに開札場所に到着していること。 ※ 再度の入札において、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させること。 ※ 再度の入札においては、工事費内訳明細書の提出を求めない。

6 契約条項を示す場所及び期間

場 所	いわき市水道局総務課（水道局本庁舎3階）
期 間	平成28年11月1日（火） から 平成28年11月29日（火） まで

7 保証金及び支払条件

入札保証金	免除とする。
契約保証金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、契約規程第28条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
前金払	各年度出来高予定額の50%以内の額とする。
中間前金払	各年度出来高予定額の20%以内の額とする。
部分払	行わない。

8 最低制限価格 この入札には、新基準により算定した最低制限価格を設定する。

9 工事費内訳明細書 この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

10 現場代理人 この工事は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当しない。

11 工事の区分 この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

12 その他 「いわき市水道局建設工事に係る総合評価方式実施要領」、「いわき市水道局建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」、「いわき市水道局建設工事に係る郵便入札実施要領」及び「入札心得（郵便入札用）」に示すとおりとし、当該要領及び心得は6に示す場所にて閲覧に供する。

13 問い合わせ先 本公告に関する問い合わせ先は次のとおり
いわき市水道局総務課管財契約係 TEL0246(22)9315